

文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備

所得割の納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の者のうち、特定扶養控除の対象とならない前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下のもの（当該納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。）を「特定親族」とし、これを有する所得割の納税義務者について、前年の総所得金額から、次のとおりの控除額を控除する「特定親族特別控除」を創設する。

（第 17 条、第 23 条、第 24 条の 2 及び第 24 条の 3）

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

国たばこ税の見直しに伴い、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本として課税する仕組みとする等の見直しを行う。なお、経過措置として、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間は、改正前の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5 として換算する。

ア 紙等で巻いた加熱式たばこ

重量の 0.35 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する。なお、1 本当たりの重量が 0.35 g 未満のものについては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する。

イ ア以外の加熱式たばこ

重量の 0.2 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する。なお、品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 g 未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこ 20 本に換算する。

（付則第 7 条）

(3) その他規定の整備

公益信託制度の見直しに伴い、不要となる規定を削除する。

(付則 2 条の 2 の 3)

3 施行期日

(1) 特定扶養親族特別控除の創設に伴う規定の整備

令和 8 年 1 月 1 日 事項 1 (第 17 条、第 23 条、第 24 条の 2 及び第 24 条の 3)

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

令和 8 年 4 月 1 日 事項 2 (付則第 7 条)

(3) その他規定の整備

公益信託に関する法律 (令和 6 年法律第 30 号) の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(付則 2 条の 2 の 3)